

axis news

アクシスグループ

3

2021

COLUMN

可愛い子(後継者)には“ゴルフ”をさせよ!?



知らないあれこれ Q&A

No.16 「節税対策で資金が枯渇!? 節税失敗あるある!」

No.17 「マイホームの購入に関する税制改正」

今月のアクシススタッフ / お知らせ

COLUMN

可愛い子(後継者)には“ゴルフ”をさせよ！？

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



お世話になっております。代表の川人です。コラム2回目からいきなりふざけた内容か！とお叱りをいただきそうですが(笑)半分マジメに書いております。

「可愛い子には旅をさせよ」ということわざがあります。これは「子が可愛いなら、あえて家から出してもらって、世間の苦労や困難を経験させるべきだ」「人間は苦労を経験して初めて成長する」という意味ですが、私は事業承継の文脈において、「可愛い子(後継者)には“ゴルフ”をさせよ」説を提唱しております。

今でも、大企業の後継者は子供のころからゴルフをしている人は比較的いる気はします。それに対してのイメージは、なん

となく「お金持ちのスポーツだから」「社会人になってからの人付き合いに役に立ちそう」というものではないでしょうか。私自身は高校まではずっと剣道をやっていて、大学に入ってからゴルフを始めました(注)が、後継者がゴルフをやることにはもう少し深い意義・効果があると実感しました。今回はそれについて、実体験を踏まえてご紹介したいと思います。

注:「広平くん、ゴルフ部出身の割には・・・」とよく言われますが、ゴルフ部ではなくコーチもいないただの同好会です！(笑)ゴルフ部と同好会では大違いですので訂正しておきます。

- ① 地元へ帰省させ、コミュニケーション機会を作る強力な動機付けになる
- ② 後継者としての自覚を抱かせる機会になる
- ③ ちょうど良い“経営会議”になる
- ④ 後継者の“武器”になる

1. 地元へ帰省させ、コミュニケーション機会を作る強力な動機付けになる

大学入学から、徳島へ帰ってくる直前まで、東京で過ごしていました。東京にいるときは中々ゴルフはできませんでした。学生時代で時間があっても、練習場は高いので沢山打てませんし、週末は混みすぎて「60分打つために90分待つ」なんていう笑話みたいなこともザラでした。ゴルフコースも遠いしレンタカーを借りるか電車を乗り継ぐかして1日仕事になるし、プレー代も高いので、学生時代はなかなかコースには行けませんでした。それが、徳島へ帰省すれば練習場は近いし安いから沢山打てるし、ゴルフコースも近いし安いし、親と一緒にコースに行けばプレー代も払ってくれるので最高の環境でした。

普通、大学生なら盆と正月だけ帰省して、友達と飲みに行っただけでほとんどしゃべらない、ということも多いと思いますが、私の場合は「徳島へ帰ってきてゴルフしよう」と父から誘われたら喜んで帰ってきたものでした。

親子間の事業承継においては、最初の関門が「後継者が継いでくれるか」であり、それは「いかに若いころからコミュニケーションを多くとり、その気にさせる(洗脳する)か」が重要だと思っています。この点、若いころからゴルフをさせておくことは、ゴルフを“エサ”にして後継者を帰省させ、コミュニケーション機会を増やす強力な“動機付け”になるのではないかと思います。

2. 後継者としての自覚を抱かせる機会になる

まんまとエサに釣られて帰省していた訳ですが、一緒にプレーするのは会社のお客様であったり父の経営者仲間でした。そうすると、「おっ、この子が後継者ですね！」と継ぐ前提の話になりますし、プレー中や休憩中の会話は経営の話だったりするので、学生の頃から自然と「自分が会社を継ぐんだなあ」と考えるようになっていたり、経営というものに興味を持つようになりました。会社に見学に行かずとも、「仕事をしている父の背中」を見られているようなものです(注:父いわく、「俺が毎週ゴルフ行くのは遊びじゃない。仕事なんだ」とのことです)。やはり息子というのは仕事をする父の背中を見ると、大小はあれど尊敬の念を抱くものだと思います。

想像してみてください。年に2回くらいしか顔を合わさず、親がどんな人たちとどのような会話をしているのかを知らない子と、親と一緒にお客様や経営者仲間とゴルフに行くと、親の「経営者」としての背中を見ている子。どちらが会社を継ぐ可能性が高いでしょうか。

若いうちに経営に興味を持てば、大学や資格取得などの勉強内容も変わってきますし、就職活動でも「家業を継ぐ」を念頭に職場を選ぶようになります。早くからその気にさせておく(洗脳する)ことが重要で、ゴルフはとて素晴らしいツールなのではないかと思います。

③④は、次回のテーマにしたいと思います。最後までお読みくださった皆様、ありがとうございました。



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「節税対策で資金が枯渇！？節税失敗あるある！」（関口 奈由）

「マイホームの購入に関する税制改正」（小島 晴美）

Q & A

No.16

節税対策で資金が枯渇！？節税失敗あるある！

経営者の関心事の一つである節税。出来る限りの対策はしたいですよね！しかし、中には節税対策を実行したことにより、手元資金が枯渇してしまった！という事例もあります。今回は、このような節税の「失敗あるある」について、ご紹介したいと思います。

Q. 節税した方が良い会社とは？

A. 今まで、利益といえば多くて数百万円だった会社が同業の倒産や思わぬ受注により、数千万円に利益が増したとします。顧問税理士から決算際に「税金がウン百万円になります」といわれると、多くの経営者は、節税を考えますよね。決算間際ということもあり、出来る対策は限られ、多くの場合利益を先延ばしする「利益繰り延べ対策」を選択されます。

Q. 利益の繰り延べ対策とは、どのような対策なの？

A. 利益繰り延べ対策の一例として、保険や共済制度の加入等があります。これら利益繰り延べ対策のほとんどは、節税するために「先に資金が必要」となります。具体例としては、税引前利益2,000万円の会社が、諸々の節税策により1,200万円の支払いをしたとします。すると、法人税等は2,000万円から1,200万円を引いた800万円に法人税率 約30%をかけた240万円となります。節税対策を実行しない場合の法人税等は2,000万円×30%で600万円ですから、その差額である600万円-240万円=360万円が節税効果となります。

Q. このような節税対策の何が「失敗」になり得るの？

A. ここで節税対策実施前の手元資金が1,500万円という前提で、節税対策を実行した場合としなかった場合の手元資金の動きを比較してみます。

（節税対策を実行した場合）

手元資金1,500万円－節税対策資金1,200万円－法人税等240万円＝60万円

（節税対策を実行しなかった場合）

手元資金1,500万円－法人税等600万円＝900万円

節税対策を実行しなかった場合の方が、手元資金が900万円－60万円＝840万円多くなります。

つまり、節税対策を実行すると、短期的には「手元資金が枯渇する(ことが多い)」というのが、節税あるある、ということになります。良かれと思って行った節税対策が、資金繰りを悪化させてしまうことになるので、注意が必要ということです。

Q. 他にも税金で困ったことがあれば、相談にのってくれるの？

A. 税理士法人アクシスでは税務全般についてLINEやお電話でご相談を受け付けております。LINEでのご相談の場合、アクシスの公式LINEでご相談いただければと思います。公式LINEは、LINEの検索で『税理士法人アクシス』と入力いただければ出てきますし、アクシスのホームページからもご登録いただけますので是非ご登録いただければと思います。

私が紹介しました！



関口 奈由

顧客サービス部1課 スタッフ

大学卒業後、地元和歌山の銀行に入行。結婚を機に徳島に移住し、銀行での法人営業の経験を活かしたいと思い、税理士法人アクシスに入社。現在は会計担当として、お客様への月次・決算報告、ご相談対応などを行っている。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

Q & A

No.17

マイホームの購入に関する税制改正

2020年12月に令和3年度の税制改正大綱が発表されました。今年度の税制改正は新型コロナウイルスの影響を受ける企業や個人を支えるために税負担が軽くなる改正も多く発表されています！今後国会での承認を経て4月に施行される予定ですが、その中からマイホームの購入に関わる税制改正を2つご紹介したいと思います。

Q. 贈与税の非課税限度額が拡充！

A. まず1つ目は贈与税の非課税制度についてです。前提として、マイホーム購入時に両親や祖父母から購入資金を援助してもらった場合、その贈与にかかる贈与税が非課税になる特例があります。改正前は2021年の4月1日から省エネ住宅等で非課税額が1200万円、それ以外であれば700万円に引き下がる予定でしたが、改正により2021年の3月までの非課税額と同額になり、省エネ住宅等で1500万円、それ以外で1000万円と据え置きになりました。つまり両親や祖父母から購入資金を援助してもらう場合は省エネ住宅であれば今年も1500万円までは贈与税がかからないということになります。

また、所得制限はありますが、床面積要件も50㎡以上から40㎡以上に引き下げられましたので、より特例を受けやすくなっています。

今年度の税制改正では見送られましたが、2022年から控除額や控除率が低くなるかもしれません。そもそもこの住宅ローン控除の制度趣旨としては借入金利の負担を軽減することが目的でしたが、現在住宅ローンの金利はとて低くなっています。特に変動金利であれば住宅ローン控除の控除率1%よりもかなり低くなっているものもあります。これにより支払った利息よりも控除される所得税の方が多くなります。

実際に控除率1%を下回る借入金利で住宅ローンを借りているケースが多いとのことと来年度の税制改正で見直されることが今年度の税制改正大綱に記載されています。まだどうなるかは分かりませんが、支払った利息の合計額を上限とする案も出ているようですので、そのあたりも考慮してマイホームの購入計画を立てて頂ければと思います。

Q. 住宅ローン控除に係る制度も改正？

A. 2つ目の改正は「住宅ローン控除」にまつわる制度の改正です。まず、住宅ローン控除とは、住宅ローンを利用してマイホームを購入した場合、10年間、年末の借入金残高の1%を所得税から控除してくれるという制度です。これが一昨年前の消費税の増税時の特例として減税期間が10年間から13年間に延長されていました。この特例は2020年で終わる予定でしたが1年間延長され、さらに贈与税の非課税と同じく面積要件が40㎡以上に緩和されています。また、もう一点考慮しておいた方がよい情報としては、

私が紹介しました！



小島 晴美

シニアアソシエイト・高松支店 店長
税理士

お得意な海外旅行に行けることを楽しみに勤めていた旅行会社を退職した後、一念発起して税理士試験を受験。最後の合格科目の相続税法を勉強している時に相続の奥深さを知り、相続専門の税理士になることを決意。現在は、生前の対策から申告、名義変更等の手続までを担当している。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

[本社]

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町

1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-6543

[吉野川支店]

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北

485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

[高松支店]

〒760-0079

香川県高松市松縄町

1050-27

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

[東京支店]

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号

axis news 3月号 デザイン・制作編集



佐藤 美優

企画部 スタッフ

美術大学を卒業後、地域プロモーション事業を行う会社に就職し、記事の編集やデザインを担当。その後、母校の大学に3年間勤める。2019年の春に当社に入社し、企画やデザイン制作を担当している。

給与計算、 誰かに頼っても いいんじゃない？

アクシスグループでは、お客様が毎月行っている給与計算を「代行」という形でサポートしております。当社の代行サービスを取り入れてくださったお客様から「代行にしたことで夫婦の会話が増えた！」「経営について考える時間を設けることができた！」とご好評を頂いております。ご検討の方は是非当社までお問合わせください。

給与明細を人の目に触れないよう配るのは気を使う作業だったけどWEB明細だとその作業も無く快適！
(お客様からの声)

給与計算の時期は何も予定を入れられなかったけど、気にせず自由に予定を入れられるようになった！
(お客様からの声)



こんなお悩みはありませんか？

毎月、作業に時間が
かかって大変！

社会保険料率など変更
内容の対応に手間が
かかる！

明細書の配布や銀行振込。
何か方法はないかな？

フロが対応！給与代行でこれらのお悩みが解決されます！

毎月膨大な時間を割いていた給与計算も、給与代行を活用すれば貴社の作業内容が大幅に削減できます！

Before (貴社の現状)

タイムカード集計	給与計算	社会保険料の確認
入社・退職の確認	給与一覧作成	給与明細作成
従業員への配布	銀行の振込作業	

After (貴社の未来)

タイムカード集計	給与計算	社会保険料の確認
入社・退職の確認	給与一覧作成	給与明細作成
従業員への配布	銀行の振込作業	

アクシスグループが作成します！

⇒上記の内容についてもWEBやシステム導入が可能です。

当社のLINE公式アカウントでもお問合わせ・ご質問を承っております。
QRコードもしくはID検索よりご登録ください。

axis
アクシスグループ

[本社]
〒770-0051
徳島県徳島市北島町1丁目3番地3
TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543
Mail: axis_info@m-staff.com

LINE ID
@928wbhhi



地方こそアウトソーシングの時代。

経理業務は会社の経営戦略を立てる上でとても大切な業務です。しかし毎月の帳簿作成や後任育成など多くの時間も費やしてしまいます。下記のようなお悩みに該当する方は今こそアウトソーシング（委託）を検討するときかもしれません。

<p>社長や家族が担当していたがそろそろ引退したい</p>	<p>長年担当していた経理担当が辞めてしまう</p>	<p>会社の経理を従業員に見られたくない</p>
<p>経理業務が複雑で担当者しか分からない</p>	<p>経理採用を検討しているがなかなか経験者を雇えない</p>	<p>数字が出てくるのが遅い 見たい資料が見られない</p>

地方においては特に優秀な経理経験者の採用・育成は難しくなっています。

人口減少が続く地方こそ「経理はアウトソーシング」の時代です。

アクシスグループでは、下記の業務を「経理代行」として承っております。

記帳代行 給与計算代行 振込代行 請求書発行代行 資金繰り管理

急に困らないよう、お早めにご検討ください！

当社のLINE公式アカウントでもお問合わせ・ご質問を承っております。QRコードもしくはID検索よりご登録ください。

axis
アクシスグループ

[本社]
〒770-0051
徳島県徳島市北島町1丁目3番地3
TEL: 088-631-8119 FAX: 088-632-6543
Mail: axis_info@m-staff.com



LINE ID: @928wbhhi